

**犯罪被害者等基本法の基本的施策に係る児童虐待・性暴力・
DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望について**

**[児童虐待・性暴力・DV・ストーカー被害者及び身体医療に関する要望]
医療費等の補償制度の創設**

- ・児童虐待の被害者である子供の経済的負担の軽減のために、奨学金制度の特別枠、塾への支援をするべき。

【文部科学省回答】

経済的理由により修学困難な高校生に対する奨学金事業については、各都道府県において、地域の実情や住民のニーズに応じて、それぞれの判断の下で適切に実施されるものである。

文部科学省としては、都道府県に対して今回の御要望の趣旨を伝えてまいりたい。

【理由】

都道府県が実施している高校生に対する奨学金事業への補助金については、三位一体の改革により廃止され、都道府県に税源委譲されたところである。

また、日本学生支援機構（旧日本育英会）で実施されてきた高校奨学金事業についても、平成17年度入学者から順次、都道府県に移管されているところである。

なお、経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対する就学援助については、学校教育法の規定により各市町村に実施義務が課されている。